

当局では、管内の危険物施設の重大事故や消防隊員の受傷事故を防止するため、令和4年4月1日から「**消防技術説明者制度**」の運用を開始しました。



1 2 3 4 まとめて 解決！

これが **消防技術説明者制度** です。

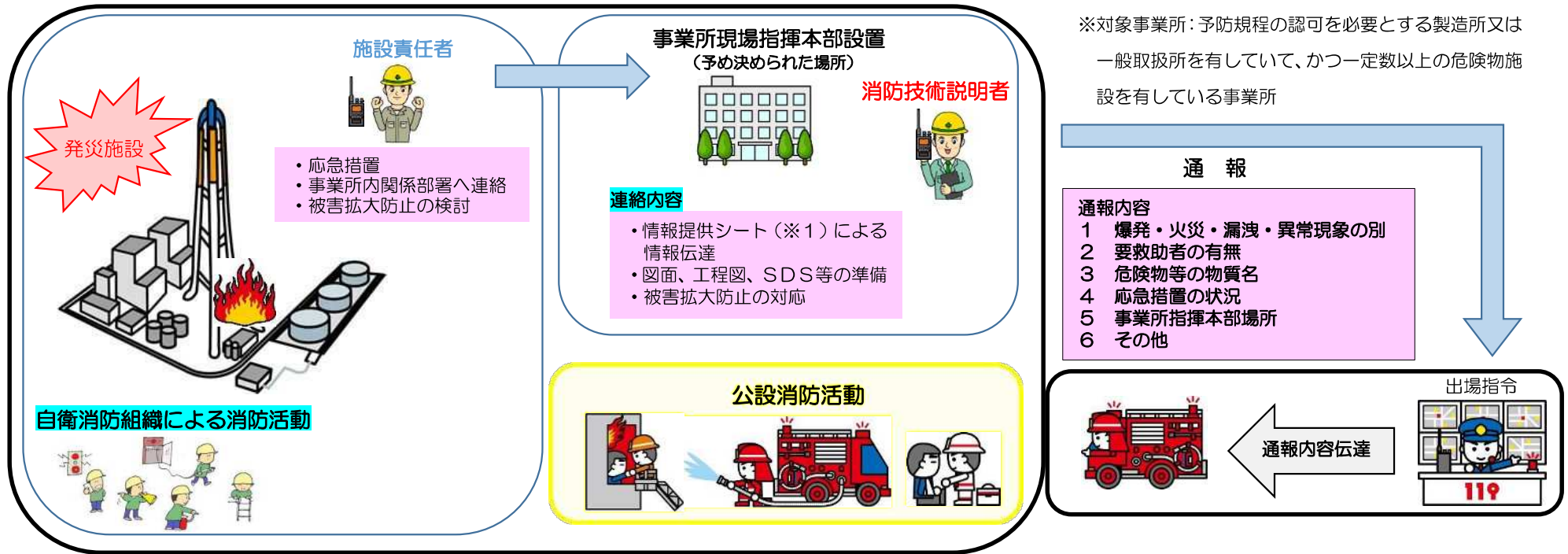
【危険物施設を詳細に把握する事業所職員による説明体制の確立と情報共有】

～詳しくは「消防技術説明者制度の概要」をご覧ください～

この制度により、危険物施設の事故防止と災害時の被害軽減を図り、公共の安全の確保に努めて参ります。

消防技術説明者制度の概要

～発災危険物施設を詳細に把握する事業所職員等による消防部隊への説明体制及び情報共有体制の確立～



※対象事業所：予防規程の認可を必要とする製造所又は一般取扱所を有していて、かつ一定数以上の危険物施設を有している事業所

※1 災害発生時の最先着消防隊への情報提供シート

項目	内容
1. 施設名称	〇〇株式会社 〇〇工場
2. 災害発生時刻	〇〇年〇〇月〇〇日 〇時〇分
3. 災害発生場所	〇〇棟 〇〇号
4. 災害発生原因	〇〇機が故障し、〇〇が燃焼した
5. 燃焼物質・流出物質	〇〇(燃焼) 〇〇(流出)
6. 被害状況	〇〇名が負傷した
7. 危険物等の物質名	〇〇(燃焼) 〇〇(流出)
8. 応急措置状況	〇〇機を停止し、〇〇を撤去した
9. 現場指揮本部場所	〇〇棟 〇〇号
10. その他	

- 要救助者の要否
- 発災施設
- 燃焼物質・流出物質による人体危険
- 被害拡大危険
- 爆発危険
- 注水危険

上記情報のほか、図面・工程図・SDSを参考に災害状況を把握し、活動方針を決定する

